

海外調査について ■各国（英・独・仏）における国が定めた定量的基準等について（一部のみ抜粋）

1. 犬：スペース

項目	イギリス			ドイツ	フランス																													
	義務規定	ガイダンス		義務規定	義務規定																													
スペース	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <p>&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別の犬に、以下が満たされる十分な空間を与えなければならない。</li> <li>(a) 後ろ足で立つ</li> <li>(b) 体を伸ばして横になる</li> <li>(c) 尾を振る</li> <li>(d) 歩く</li> <li>(e) 他の犬又は壁にぶつからず向きを変える</li> </ul> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則6、特定の条件2.2）</p>	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬舎は最低限、以下の大きさでなければならない。最小面積は、子を産まない成犬1頭あたりの面積で、犬が増えるごとに1頭について表に記載された追加スペースが必要となる。</li> <li>子犬を持つ雌犬はこの面積の2倍のスペースが必要となる。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>犬の体重</th> <th>最小面積</th> <th>追加1頭ごとの追加面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5kg 未満</td> <td>4m<sup>2</sup></td> <td>0.5m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>5～10 kg</td> <td>4m<sup>2</sup></td> <td>1m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>10～15kg</td> <td>4m<sup>2</sup></td> <td>1.5m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>15～20kg</td> <td>4m<sup>2</sup></td> <td>2m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>20kg 超</td> <td>8m<sup>2</sup></td> <td>4m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>30kg 超</td> <td colspan="2">上記の大きさは相応に拡大しなければならない。比例させなければならない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：DEFRA（2020b）p26.</p>		犬の体重	最小面積	追加1頭ごとの追加面積	5kg 未満	4m <sup>2</sup>	0.5m <sup>2</sup>	5～10 kg	4m <sup>2</sup>	1m <sup>2</sup>	10～15kg	4m <sup>2</sup>	1.5m <sup>2</sup>	15～20kg	4m <sup>2</sup>	2m <sup>2</sup>	20kg 超	8m <sup>2</sup>	4m <sup>2</sup>	30kg 超	上記の大きさは相応に拡大しなければならない。比例させなければならない。		<p>&lt;対象：屋外飼育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬小屋は保温効果があり、健康に害のない素材で作られ、かつ、犬がこれにより怪我をすることなく、常に乾いた状態で寝転ぶことができるように設計しなければならない。</li> <li>犬小屋は、犬が、</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>支障なく動いたり横になったりでき、</li> <li>犬小屋に暖房がない場合でも、小屋内部が犬の体温で暖かく保たれるような大きさでなければならない。</li> </ol> <p>出所：犬に関する規則第4条「屋外飼育に関する要請」の第2項</p> <p>&lt;対象：犬舎での飼育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬を犬舎で飼育する場合の基準は以下の通りである。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>犬の体高</th> <th>最小床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 cm 未満</td> <td>6 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>50 cm 以上 65cm 未満</td> <td>8 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>65cm 以上</td> <td>10 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬舎の各辺の長さは少なくとも犬の体長の2倍。どの辺も2m以上とする。</li> <li>同じ犬舎で飼育する犬が1頭増</li> </ul>	犬の体高	最小床面積	50 cm 未満	6 m <sup>2</sup>	50 cm 以上 65cm 未満	8 m <sup>2</sup>	65cm 以上	10 m <sup>2</sup>	<p>&lt;対象：収容施設又は保護施設の経営、繁殖、販売、一時飼養又は一時預かり、しつけ、訓練及び展示の従事者（以下同様）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬の収容施設に必要な最小のスペースは、犬1頭につき、面積は5m<sup>2</sup>、高さは2mとする。</li> </ul> <p>出所：「2014年4月3日のアレテの附則」の附則II、第1章、「第1節 犬に特有の規則」、「1 飼養施設」、第1段落3行目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>体高が70cmを超える犬の場合、面積は10m<sup>2</sup>を下回ってはならない。しかし、この面積で、体高70cmを超える犬2頭を収容することができる。</li> </ul> <p>出所：「2014年4月3日のアレテの附則」の附則II、第1章、「第1節 犬に特有の規則」、「1 飼養施設」、第1段落6～7行目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売施設では、母犬のいない8週齢を超える子犬は上記規則から除外し、以下に示す基準に対応した小部屋（コンパートメント）に収容することができる。</li> </ul>
犬の体重	最小面積	追加1頭ごとの追加面積																																
5kg 未満	4m <sup>2</sup>	0.5m <sup>2</sup>																																
5～10 kg	4m <sup>2</sup>	1m <sup>2</sup>																																
10～15kg	4m <sup>2</sup>	1.5m <sup>2</sup>																																
15～20kg	4m <sup>2</sup>	2m <sup>2</sup>																																
20kg 超	8m <sup>2</sup>	4m <sup>2</sup>																																
30kg 超	上記の大きさは相応に拡大しなければならない。比例させなければならない。																																	
犬の体高	最小床面積																																	
50 cm 未満	6 m <sup>2</sup>																																	
50 cm 以上 65cm 未満	8 m <sup>2</sup>																																	
65cm 以上	10 m <sup>2</sup>																																	

項目	イギリス		ドイツ	フランス																												
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定																												
	<p>動物が利用できる全ての場所、道具及び器具は、怪我、疾病及び脱走の危険が最小限でなければならない。頑丈で、安全で、耐久性のある素材で作成されており、良好な状態に維持管理されてなければならない。</p> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件5.1）</p>	<p>&lt;対象：ブリーダー（犬舎の環境）、犬舎での保管業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬の個室が廊下を挟んで向かい合っている犬舎では、間の廊下の幅は、少なくとも1.2メートルなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2020b）p10. DEFRA（2018b）p9.</p> <p>&lt;対象：ブリーダー（犬舎の環境）、生体販売業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各個室の高さは最低でも2mなければならない。職員が犬に近づくことができ、かつ、個室の隅々で安全に掃除できるように設計でなければならない。無理な場合は、書面による手続きを策定し、職員の安全を明示しなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2020a）p33. DEFRA（2020b）p10.</p> <p>&lt;対象：犬舎での保管業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各個室の高さは最低でも1.8mなければならない。職員が犬に近づくことができ、かつ、個室の隅々で安全に掃除できるように設計でなければならない。それが無理な場合は、書面による手続きを策定し、職員の安全を明示しなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2018b）p9.</p> <p>&lt;対象：生体販売業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬舎の最小サイズは以下のとおり。子犬を産んだ母犬には2倍のスペースを用意しなければならない。子犬の成長</li> </ul>	<p>える毎に、又は、母犬と子犬が一緒に入る場合は上記床面積を5割増し（1.5倍）にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1週間のうち少なくとも5日間犬舎の外で大部分を過ごす犬の場合は、上記床面積の規定を適用せず、制限なく使用可能な犬舎の面積は最低6㎡が必要である。</li> </ul> <p>出所：犬に関する規則第6条「犬舎での飼育に関する要求」2項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬舎は健康を害さない素材で作成し、犬が乗り越えたり怪我をするような作りであってはならない。床は怪我や痛みを引き起こすようなものではなく、清潔かつ乾燥した状態で保ちやすいものを確実に取り付けてなければならない。</li> <li>複数の犬がいる場合には犬が互いに噛むことができないように仕切を付ける。</li> <li>犬舎の少なくとも一面からは犬が外を自由にみることができなければならない。</li> <li>犬舎が屋内にある場合は犬は屋内から外を十分に眺めることができなければならない。</li> </ul> <p>出所：犬に関する規則第6条「犬舎での飼育に関する要請」の第3項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬舎の中では、後ろ足で立ち上</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>子犬の体重</th> <th>子犬1頭当たりの最小面積</th> <th>コンパートメントの最小面積</th> <th>最小の高さ(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5kg未満</td> <td>0.3㎡</td> <td>1.5㎡</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>1.5kg以上 3kg未満</td> <td>0.5㎡</td> <td>1.5㎡</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>3kg以上 8kg未満</td> <td>0.75㎡</td> <td>1.5㎡</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>8kg以上 12kg未満</td> <td>1㎡</td> <td>2㎡</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>12kg以上 20kg未満</td> <td>2㎡</td> <td>4㎡</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>20kg以上</td> <td>3㎡</td> <td>5㎡</td> <td>1.5m</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：「2014年4月3日のアレテの附則」の附則II、第1章、「第I節 犬に特有の規則」、「1 飼養施設」、第4段落</p>	子犬の体重	子犬1頭当たりの最小面積	コンパートメントの最小面積	最小の高さ(m)	1.5kg未満	0.3㎡	1.5㎡	1.2m	1.5kg以上 3kg未満	0.5㎡	1.5㎡	1.2m	3kg以上 8kg未満	0.75㎡	1.5㎡	1.2m	8kg以上 12kg未満	1㎡	2㎡	1.2m	12kg以上 20kg未満	2㎡	4㎡	1.2m	20kg以上	3㎡	5㎡	1.5m
子犬の体重	子犬1頭当たりの最小面積	コンパートメントの最小面積	最小の高さ(m)																													
1.5kg未満	0.3㎡	1.5㎡	1.2m																													
1.5kg以上 3kg未満	0.5㎡	1.5㎡	1.2m																													
3kg以上 8kg未満	0.75㎡	1.5㎡	1.2m																													
8kg以上 12kg未満	1㎡	2㎡	1.2m																													
12kg以上 20kg未満	2㎡	4㎡	1.2m																													
20kg以上	3㎡	5㎡	1.5m																													



項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
	<p>ために十分な空間を与える</p> <p>1) 体がかがめずに立ったり座ったりできる</p> <p>2) 体を伸ばして横になる</p> <p>3) 尾を振る</p> <p>4) 歩く</p> <p>5) 他の犬又は壁にぶつからず向きを変える</p> <p>(c) 犬が横になるために必要な広さの少なくとも2倍の床面積がある</p> <p>(d) 本規則の発効日以降に建てられた場合、床面積が少なくとも1.9 m<sup>2</sup>とする</p> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則4、特定の条件7.2）</p>			

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
	<p>飼育される動物の数は、施設や人員配置を考慮して合理的な最大数を超えてはいけない。 出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件3.2）</p>	<p>&lt;対象：家庭での保管業&gt; ・部屋を仕切りで区切る場合は、（中略）仕切りは壁にしっかりと固定し、高さは最低1.83m 網目は最大50mm×50mmのメッシュを用いる。各区画は最低6㎡なければならない。 出所：DEFRA（2018c）p9.</p>	<p>&lt;対象：係留による飼育&gt; ・次に定める要件が満たされている場合に限り係留して飼育することができる。 1)係留は固定せず、最低でも6mの長さのある自由に滑走するレールに取り付けなければならない。 2)犬が横方向に5m以上の動きができるようであればならない。 3)犬が何の問題もなく犬小屋に入り、横になり、寝返りを打てるようになってなければならない。 ・犬の歩行領域には犬の動きを邪魔したり怪我につながるような障害物があってはならない。</p>	
	<p>&lt;対象：家庭での保管業&gt; 各犬は居室内に休息、又は就寝できる清潔で快適かつ暖かい場所を確保されなければならない。 出所：2018年動物福祉規則（附則4、特定の条件13.3）</p>	<p>&lt;対象：家庭での保管業&gt; ・寝場所用の床面積は犬が座り、まっすぐに立ち、伸びをし、しっぽを振り、歩き、向きを変えても側面に触れずすむほどの広さでなければならない。 ・利用可能な床面積は、最低でも犬が平らに横たわるのに必要な分の2倍としなければならない。 出所：DEFRA（2018c）p25.</p>	<p>出所：犬に関する規則第7条「繫留での飼育に関する要請」第2項及び第3項</p>	

## 2. 猫：スペース

項目	イギリス		ドイツ	フランス																																				
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定																																				
スペース (子猫)	<p>動物が利用できる全ての場所、道具及び器具は、怪我、疾病及び脱走の危険が最小限でなければならない。頑丈で、安全で、耐久性のある素材でできており、良好な状態に維持管理されてなければならない。</p> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件5.1）</p>	<p>&lt;対象：生体販売業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>26週齢未満の子猫については、以下の寸法のケージを最小ケージサイズとして使わなければならない。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>猫の頭数、週齢</th> <th>最低床面積</th> <th>寸法の例 幅×長さ</th> <th>最小寸法</th> <th>最低高さ</th> <th>追加スペース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4頭まで 12週齢未満</td> <td>1 m<sup>2</sup></td> <td>1m×1m</td> <td>0.6m</td> <td>0.6m</td> <td>子猫1頭追加ごとに0.25 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>1頭 12-26週齢</td> <td>0.85 m<sup>2</sup></td> <td>0.9m×0.95m</td> <td>0.9m</td> <td>1.8m</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2頭 12-26週齢</td> <td>1.5 m<sup>2</sup></td> <td>0.9m×1.66m</td> <td>0.9m</td> <td>1.8m</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3-4頭、 12-26週齢</td> <td>1.9 m<sup>2</sup></td> <td>0.9m×2.1m</td> <td>0.9m</td> <td>1.8m</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：DEFRA（2020a）p40.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>26週齢以上の猫については、「猫の保管業」のガイダンスに沿った猫舎に入れなければならない。（優良基準）</li> <li>床面積は求められている最小値よりも少なくとも1.5倍広くなければならない。</li> </ul>	猫の頭数、週齢	最低床面積	寸法の例 幅×長さ	最小寸法	最低高さ	追加スペース	4頭まで 12週齢未満	1 m <sup>2</sup>	1m×1m	0.6m	0.6m	子猫1頭追加ごとに0.25 m <sup>2</sup>	1頭 12-26週齢	0.85 m <sup>2</sup>	0.9m×0.95m	0.9m	1.8m	-	2頭 12-26週齢	1.5 m <sup>2</sup>	0.9m×1.66m	0.9m	1.8m	-	3-4頭、 12-26週齢	1.9 m <sup>2</sup>	0.9m×2.1m	0.9m	1.8m	-	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>猫の収容施設に必要な最小のスペースは、猫1頭につき2 m<sup>2</sup>である。</li> <li>出所：「2014年4月3日のアレテの附則」の附則II、第1章、「第II節 猫に特有の規則」、「1 飼養施設」、第2段落1行目</li> <li>販売施設では、母猫のいない8週齢を超える子猫は、上記規則から除外し、以下に示す基準に対応した小部屋（コンパートメント）に収容することができる。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>子猫1頭当たりの最小面積</th> <th>コンパートメントの最小面積</th> <th>最小の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.25 m<sup>2</sup></td> <td>1.5 m<sup>2</sup></td> <td>1.5m</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：「2014年4月3日のアレテの附則」の附則II、第1章、「第II節 猫に特有の規則」、「1 飼養施設」、第6段落</p>	子猫1頭当たりの最小面積	コンパートメントの最小面積	最小の高さ	0.25 m <sup>2</sup>	1.5 m <sup>2</sup>	1.5m
猫の頭数、週齢	最低床面積	寸法の例 幅×長さ	最小寸法	最低高さ	追加スペース																																			
4頭まで 12週齢未満	1 m <sup>2</sup>	1m×1m	0.6m	0.6m	子猫1頭追加ごとに0.25 m <sup>2</sup>																																			
1頭 12-26週齢	0.85 m <sup>2</sup>	0.9m×0.95m	0.9m	1.8m	-																																			
2頭 12-26週齢	1.5 m <sup>2</sup>	0.9m×1.66m	0.9m	1.8m	-																																			
3-4頭、 12-26週齢	1.9 m <sup>2</sup>	0.9m×2.1m	0.9m	1.8m	-																																			
子猫1頭当たりの最小面積	コンパートメントの最小面積	最小の高さ																																						
0.25 m <sup>2</sup>	1.5 m <sup>2</sup>	1.5m																																						
スペース (成猫)	<p>&lt;対象：猫の保管業&gt;</p> <p>猫が以下のことをできるよう十分なスペースを用意する必要がある。</p> <p>(a) 歩く (b) 向きを変える (c) 後ろ足で立つ (d) 尾をまっすぐ立てる (e) 登る (f) 高い場所で休憩する</p>	<p>&lt;対象：猫の保管業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個室スペースの大きさには就寝スペースと自由に動き回る運動スペース（フリースペース）が含まれる。</li> </ul> <p>&lt;天井高みであるウォークイン個室の就寝スペースの大きさ&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>猫</th> <th>最小面積</th> <th>最小寸法</th> <th>最低高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1頭*</td> <td>0.85 m<sup>2</sup></td> <td>0.9m (例 0.9m x 0.95m)</td> <td>1.8m</td> </tr> <tr> <td>2頭まで</td> <td>1.5 m<sup>2</sup></td> <td>1.2m (例 1.2m x 1.25m)</td> <td>1.8m</td> </tr> <tr> <td>4頭まで</td> <td>1.9 m<sup>2</sup></td> <td>1.92m (例 1.2m x 1.6m)</td> <td>1.8m</td> </tr> </tbody> </table> <p>*新設の施設については「1頭」の大きさの基準を選択することができなくなった。</p>	猫	最小面積	最小寸法	最低高さ	1頭*	0.85 m <sup>2</sup>	0.9m (例 0.9m x 0.95m)	1.8m	2頭まで	1.5 m <sup>2</sup>	1.2m (例 1.2m x 1.25m)	1.8m	4頭まで	1.9 m <sup>2</sup>	1.92m (例 1.2m x 1.6m)	1.8m																						
猫	最小面積	最小寸法	最低高さ																																					
1頭*	0.85 m <sup>2</sup>	0.9m (例 0.9m x 0.95m)	1.8m																																					
2頭まで	1.5 m <sup>2</sup>	1.2m (例 1.2m x 1.25m)	1.8m																																					
4頭まで	1.9 m <sup>2</sup>	1.92m (例 1.2m x 1.6m)	1.8m																																					

項目	イギリス		ドイツ	フランス																
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定																
(g) 他の猫や壁にぶつからず横になって横に伸びる 出所：2018年動物福祉規則（附則4、特定の条件 特定の条件2.6）	<屋上宿泊型施設（ペントハウス式）の就寝スペースの大きさ> <table border="1"> <thead> <tr> <th>猫</th> <th>最小面積</th> <th>最小寸法</th> <th>最低高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1頭*</td> <td>0.85 m<sup>2</sup></td> <td>0.9m (例 0.9m x 0.95m)</td> <td>1m</td> </tr> <tr> <td>2頭まで</td> <td>1.1 m<sup>2</sup></td> <td>0.9m (例 0.9m x 1.20m)</td> <td>1m</td> </tr> <tr> <td>4頭まで</td> <td>1.7 m<sup>2</sup></td> <td>0.9m (例 0.9m x 1.9m)</td> <td>1m</td> </tr> </tbody> </table> *新設の施設については「1頭」の大きさの基準を選択することができなくなった。		猫	最小面積	最小寸法	最低高さ	1頭*	0.85 m <sup>2</sup>	0.9m (例 0.9m x 0.95m)	1m	2頭まで	1.1 m <sup>2</sup>	0.9m (例 0.9m x 1.20m)	1m	4頭まで	1.7 m <sup>2</sup>	0.9m (例 0.9m x 1.9m)	1m		
	猫	最小面積	最小寸法	最低高さ																
	1頭*	0.85 m <sup>2</sup>	0.9m (例 0.9m x 0.95m)	1m																
2頭まで	1.1 m <sup>2</sup>	0.9m (例 0.9m x 1.20m)	1m																	
4頭まで	1.7 m <sup>2</sup>	0.9m (例 0.9m x 1.9m)	1m																	
<天井高まであるウォークイン個室及びペントハウス式個室の運動用フリースペースの大きさ> <table border="1"> <thead> <tr> <th>猫</th> <th>最小面積</th> <th>最小幅</th> <th>最低高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1頭*</td> <td>1.65 m<sup>2</sup></td> <td>0.9m (例 0.9m x 1.85m)</td> <td>1.8m</td> </tr> <tr> <td>2頭まで</td> <td>2.2 m<sup>2</sup></td> <td>1.2m (例 1.2m x 1.85m)</td> <td>1.8m</td> </tr> <tr> <td>4頭まで</td> <td>2.8 m<sup>2</sup></td> <td>1.2m (例 1.2m x 2.35m)</td> <td>1.8m</td> </tr> </tbody> </table> *新設の施設については「1頭」の大きさの基準を選択することができなくなった。		猫	最小面積	最小幅	最低高さ	1頭*	1.65 m <sup>2</sup>	0.9m (例 0.9m x 1.85m)	1.8m	2頭まで	2.2 m <sup>2</sup>	1.2m (例 1.2m x 1.85m)	1.8m	4頭まで	2.8 m <sup>2</sup>	1.2m (例 1.2m x 2.35m)	1.8m			
猫	最小面積	最小幅	最低高さ																	
1頭*	1.65 m <sup>2</sup>	0.9m (例 0.9m x 1.85m)	1.8m																	
2頭まで	2.2 m <sup>2</sup>	1.2m (例 1.2m x 1.85m)	1.8m																	
4頭まで	2.8 m <sup>2</sup>	1.2m (例 1.2m x 2.35m)	1.8m																	
	(優良基準) ・ <u>個室スペースは、上記最小面積の1.5倍なければならない。</u>  出所：DEFRA (2018d) p21-23.	(優良基準) ・ <u>猫は最低2カ所高い場所にアクセスできなければならない。この一つは就寝エリア、もう一つは運動エリアになければならない。</u> ・ 出所：DEFRA (2018d) p24.																		
・ 各個室には排泄場所から離れたところで、各猫が座り、休み、飲食するための十分な広さが十分になければならない 出所 2018年動物福祉規則（附則4、特定の条件2.7）	・ 各個室には、猫用トイレ、休憩場所、餌場をそれぞれ最低60cm離して設置できるだけのスペースがなければならない。  出所：DEFRA (2018d) p23.																			
・ 各個室には高い場所がなければならない 出所 2018年動物福祉規則（附則4、特定の条件2.10）	(優良基準) ・ <u>猫は最低2カ所高い場所にアクセスできなければならない。この一つは就寝エリア、もう一つは運動エリアになければならない。</u> ・ 出所：DEFRA (2018d) p24.																			

### 3. 犬：設備等

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイドランス	義務規定	義務規定
	<p>・動物が利用できる全ての場所、道具及び器具は、怪我、疾病及び脱走の危険が最小限でなければならない。頑丈で、安全で、耐久性のある素材でできており、良好な状態に維持管理されてなければならない。</p> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件5.1）</p>	<p>&lt;対象：ブリーダー（犬舎の環境）、生体販売業、犬舎での保管業、犬のデイケア&gt;</p> <p>・すべての金網／フェンスは、頑丈で、弛まず、良好な状態に保ち、脱走や穴掘りを防ぐ構造でなければならない。金属の柵及び／又は格子及び／又は枠を用いている場合は、犬の脱走や体を挟むのを防ぐため十分な感覚があり、適切な針金の太さがなければならない（直径が最小2mm、英国の規格で約14ゲージに相当）。</p> <p>・犬の頭がすり抜れたり、手足や胴体のはさまれたりしないように、隙間や開口部は直径50mm*またはそれ以下の球体が通過できないようにしなければならない。</p> <p>*犬のデイケアの場合、「網目の大きさは50mm×75mmを超えてはならない」と記載。</p> <p>出所：DEFRA（2020a）p32-33. DEFRA（2020b）p10-11. DEFRA（2018b）p9. DEFRA（2018a）p9.</p>	<p>&lt;対象：屋外飼育&gt;</p> <p>・犬小屋の外には、雨風と直射日光をしのぐことができるよう屋根付きで、蓄熱保温性のある横になる場所が整備されてなければならない。訓練された活動を行っている間、又はその活動のために訓練されている間、飼育者は、犬がその休憩時間中に、天候から犬を保護し、かつ保温効果のある寝場所をいつでも使用できるように配慮しなければならない。</p> <p>出所：犬に関する規則第4条「屋外での飼育に関する要請」第1項</p>	
			<p>&lt;対象：屋内飼育&gt;</p> <p>・暖房ができない部屋で飼育することは、上記第4条第2項に定める犬小屋か、または隙間風及び寒さから十分に保護された乾いた状態の寝場所が設けられ、かつ保温効果のある寝場所を犬が自由に使用できる場合に限り許される。</p> <p>出所：犬に関する規則第5条「室内飼育に関する要請」第3項</p>	
			<p>&lt;対象：係留による飼育&gt;</p> <p>・犬が自分の首を絞めつけたり、怪我をしたりすることがないように、幅が広く、皮膚に食い込まないようなハーネスまたは首輪のみ使用することが認められる。</p> <p>・繫留器具は絡まないと確認されている、安全性が保たれているものに限る。材質はそれ自体軽いもので犬が怪我をする可能性がないものにする。</p> <p>出所：犬に関する規則第7条「繫留による飼育に関する要請」第4項及び第5項</p>	

#### 4. 猫：設備等

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物が利用できる全ての場所、道具及び器具は、怪我、疾病及び脱走の危険が最小限でなければならない。頑丈で、安全で、耐久性のある素材でできており、良好な状態に維持管理されてなければならない。</li> </ul> 出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件5.1）	<対象：猫の保管業> <ul style="list-style-type: none"> <li>猫が金網に近づくことができるときは、針金の太さの直径は最低 1.6mm（英国の規格で約 16 ゲージの溶接金網）でなければならない。金網の大きさは、一辺が 25mm を超えてはならず、猫が木造部分をひっかくことにより木材の損傷を予防するために運動する場所の内側に設置すべきである。</li> </ul> 出所：DEFRA（2018d） p10.		
	<対象：猫の保管業> <ul style="list-style-type: none"> <li>隣接する猫の個室の間には、個室の高さと幅を覆う頑丈な壁がなければならない。</li> </ul> 出所：2018年動物福祉規則（附則4、特定の条件2.11）	<対象：猫の保管業> （優良基準） <ul style="list-style-type: none"> <li>どの棚の後ろにも 600mm の高さまでは完全に不透明なスニーズガード（くしゃみ・鼻水除け）を設置しなければならない。</li> </ul> 出所：DEFRA（2018d） p24.		
	<対象：猫の保管業> <ul style="list-style-type: none"> <li>各個室の間隔は最低で 60 cm なければならない。</li> </ul> 出所：2018年動物福祉規則（附則4、特定の条件2.12）	<ul style="list-style-type: none"> <li>向かい合った個室間の通路の幅は少なくとも 1.2m なければならない。もし通路が 1.2m 未満の場合、個室の前面にスニーズガードを設置しなければならない。</li> </ul> 出所：DEFRA（2018d） p24.		

## 5. 犬：温度、湿度、臭気、音、明るさ等

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
温度	<p>・ 動物は常に以下の点に関してその種と健康状態（年齢を含む）に適した環境で飼育されなければならない。</p> <p>(a) 行動上のニーズ</p> <p>(b) 状況、空間、大気質、清潔さ、および温度</p> <p>(c) 水質（該当する場合）</p> <p>(d) 騒音レベル</p> <p>(e) 光量レベル</p> <p>(f) 換気</p> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件5.2）</p>	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気温条件により犬にストレスを発生させ得るような区画に閉じ込められてはならない。犬の寝場所の温度は最低10℃以上、最高26℃未満に保持することを目指さなければならない。</li> <li>・ 生後10日間は、産室内に局部暖房を追加して提供しなければならない</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2020b）p11.</p>		
		<p>&lt;対象：生体販売業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝場所の一部は犬種や犬のタイプに適した最低温度にしておかなければならない。多くの犬にとって適温は15℃～26℃であるとされる。（ただし、特定の犬種に配慮する必要がある（例えば、ハスキー犬）。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2020a）p34.</p>		
		<p>&lt;対象：犬舎での保管業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犬舎内の寝場所の一部は、最低10℃以上に保持するよう温度や断熱調整をしなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2018b）p10.</p>		
		<p>&lt;対象：家庭での保管業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気温は最低10℃以上、最高26℃未満に保持することを目指さなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2018c）p12.</p>		

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
		<p>&lt;対象：犬のデイケア&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デイケア環境において、犬の寝場所の温度は最低 10℃、最高 26℃未満に保持するよう、温度、断熱調整をしなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA (2018a) p9.</p>		
	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産室は適切な室温 (26℃以上 28℃以下) に保たれ、妊娠中の雌犬が熱源から離れることのできる場所が含まなければならない。</li> </ul> <p>出所：2018 年動物福祉規則 (附則 6、特定の条件 2.6)</p>			
明るさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての動物は職員及び検査から容易に接近できなければならない。職員が効率的に働き、動物を観察するために十分な明るさが必要である。</li> </ul> <p>出所：2018 年動物福祉規則 (附則 2、一般条件 5.7)</p>	<p>&lt;対象：ブリーダー、犬舎での保管業、家庭での保管業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人工照明を用いる場合、1 日 10～12 時間以内としなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA (2020b) p13. DEFRA (2018b) p11. DEFRA (2018c) p13.</p>	<p>&lt;対象：屋内での飼育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内飼育する場合は、自然採光が確保できる部屋のみとする。人間が使用する目的でない部屋を使用する場合は、採光が入る窓はその部屋の床面積の少なくとも 1/8 の大きさが必要である。ただし、犬が常に屋外の運動場を使用できる場合はその限りではない。</li> </ul> <p>出所：犬に関する規則 第 5 条第 1 項</p>	

## 6. 猫：温度、湿度、臭気、音、明るさ等

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
温度、音、明るさ等	<p>動物は常に以下の点に関してその種と健康状態(年齢を含む)に適した環境で飼育されなければならない。</p> <p>(a) 行動上のニーズ (b) 状況、空間、大気質、清潔さおよび温度 (c) 水質(該当する場合) (d) 騒音レベル (e) 光量レベル (f) 換気 出所：2018年動物福祉規則(附則2、一般条件5.2)。</p>	<p>&lt;対象：生体販売業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成猫の寝場所の温度は15℃～26℃に保たなければならない。</li> <li>子猫には効果的で安全な暖房設備を追加で用意しなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA(2020a)p40.</p> <p>&lt;対象：猫の保管業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>猫の就寝場所の一部は、15℃～26℃に保つよう温度や断熱調整をしなければならない。決して10℃を下回ってはならない。</li> <li>就寝場所の温度は18℃より高くなければならない(優良基準)。</li> </ul> <p>出所：DEFRA(2018d)p10.</p>		
明るさ	<p>全ての動物は職員及び検査時に容易に接近できなければならない。職員が効率的に働き動物を観察するために十分な明るさが必要である。</p> <p>出所：2018年動物福祉規則(附則2、一般条件5.7)</p>	<p>&lt;対象：猫の保管業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人工照明を用いる場合、1日に10～12時間以内としなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA(2018d)p11.</p>		

## 7. 犬：提供物

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
給餌	<p>・質、量及び頻度とも適切な食事を提供しなければならない。</p> <p>出所：2018年動物福祉規則(附則2、一般条件6.1)</p>	<p>&lt;対象：ブリーダー、生体販売業、犬舎での保管業、家庭での保管業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成犬は少なくとも1日に1度、かつ個体の欲求に応じて給餌する。年齢、犬種、活動レベル、及び繁殖周期の段階に適した完全食を与えなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA(2020b)p14. DEFRA(2020a)p35.</p>	<p>&lt;対象：全体&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飼育者は犬が通常過ごす場所に質的にも量的にも十分な水を常に備えておかなければならない。また、犬の品種に適し、かつ、質的にも量的にも十分な餌を提供</li> </ul>	

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
		<p>DEFRA (2018b) p12. DEFRA (2018c) p14.</p> <p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離乳時の子犬には、最初は1日に4～5回、餌を与えなければならない。初期の餌は流動食とし、徐々に固形物を与えるようにする。子犬を異なる餌で離乳させる場合は、暫定的な給餌計画も作成し、毎日与える餌の割合を示さなければならない。 (優良基準)</li> <li>・ <u>それぞれの犬に給餌計画を立て、ばらまき給餌器を使うなど給餌と採食エンリッチメントとのバランスをとり、毎日2回ずつ餌を与えなければならない。</u> (優良基準)</li> <li>・ <u>子犬が新しい家に迎え入れられるときは、現在与えている餌の最低1週間分を用意しなければならない。</u> 出所：DEFRA (2020b) p.14-15.</li> </ul>	<p>しなければならない。 出所：犬に関する規則第8条「給餌及び世話」第1項</p>	
		<p>&lt;対象：生体販売業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子犬には、適切な間隔で少なくとも1日に4回給餌する。 (優良基準)</li> <li>・ <u>成犬には1日に2度給餌することを定めた給餌計画を立てる。</u> 出所：DEFRA (2020a) p35.</li> </ul>		
給餌・給水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 餌及び（必要に応じて）水の摂取を監視し、問題があれば記録し対処する。 出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件6.2）</li> </ul>	<p>&lt;対象：生体販売業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 餌と水は1日4度点検しなければならない。</li> <li>・ 水は必要に応じて最低でも1日1度は取り換えるか、足さなければならない。 出所：DEFRA (2020a) p35.</li> </ul>		

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
給餌・ 給水	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物に与える餌及び飲料水は傷んでおらず、汚染のないものでなければならない。</li> </ul> 出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件6.3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;対象：ブリーダー&gt;</li> <li>餌は24時間以上放置したままにしてはならない。</li> </ul> 出所：DEFRA（2020b）p15. <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;対象：犬舎での保管業、家庭での保管業、犬のデイケア&gt;</li> <li>ドライフードは24時間以上放置したままにしてはならない。</li> </ul> 出所：DEFRA（2018b）p13. DEFRA（2018c）p14. DEFRA（2018a）p12.		
	餌入れ及び水入れの容器は洗浄消毒が可能なもの、または使い捨てにする 出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件6.4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;対象：犬舎での保管業、家庭での保管業、犬のデイケア&gt;</li> <li>容器は毎日洗浄し、少なくとも週1回は消毒しなければならない。容器が損傷している場合は破棄する。</li> </ul> 出所：DEFRA（2018b）p13. DEFRA（2018c）p13. DEFRA（2018a）p12.		
	新鮮で清潔な水をいつでも飲めることが必要な種には、適切な容器に入れて与えなければならない。 出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件6.5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;対象：ブリーダー、犬舎での保管業、家庭での保管業、犬のデイケア&gt;</li> <li>犬舎周辺には、成犬1頭につき1つの水入れを用意しなければならない。</li> </ul> 出所：DEFRA（2020b）p15. DEFRA（2018b）p13. DEFRA（2018c）p13. DEFRA（2018a）p12.		
散歩 運動	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内及び屋外において活動的かつ効果的な環境エンリッチメントを動物に提供する</li> </ul> 出所：2018年規則（附則2、一般条件7.1）  <ul style="list-style-type: none"> <li>動物の福祉が運動で部分的に満たされる種については、獣医師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;対象：生体販売業&gt;</li> <li>成犬の運動は少なくとも1日2回、リードにつないで毎回20分以上散歩しなければならない。</li> </ul>		

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
	<p>からの助言に反しない限り、動物の心身の健康に有益な運動の機会を与えなければならない。</p> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件7.2）</p>			
散歩運動	<p>・動物の福祉が運動で部分的に満たされる種については、獣医師からの助言に反しない限り、動物の心身の健康に有益な運動の機会を与えなければならない。</p> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件7.2）</p>	<p>&lt;対象：ブリーダー、犬舎での保管業、家庭での保管業&gt;</p> <p>・少なくとも1日に1度の散歩又は安全な広場の利用で運動の機会をつくらなければならない。毎日の運動を計画するにあたっては、ライフステージ、心身の健康及び犬種を考慮しなければならない。</p> <p>出所：DEFRA（2020b）p16. DEFRA（2018b）p14. DEFRA（2018c）p14.</p>		<p>屋外の運動場を持たない販売施設では、毎日、犬をコンパートメントから屋内の運動場に出さなければならない。</p> <p>出所：「2014年4月3日のアレテの附則」の附則Ⅱ、第1章、「第Ⅰ節 犬に特有の規則」、「3 運動」、第2段落3~5行目</p>
		<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <p>・子犬は散歩できないため、少なくとも日中に4回遊ぶなど、人間と交流をする機会を持たせなければならない。</p> <p>出所：DEFRA（2020b）p16.</p>		<p>病気の犬や、衛生上の理由から一時的に隔離された犬を除き、年齢や保有形態を問わず、犬の欲求に応じ、犬同士で走りまわったり、遊んだり、また人間とふれあえるよう、毎日屋外に解放されなければならない。</p> <p>出所：「2014年4月3日のアレテの附則」の附則Ⅱ、第1章、「第Ⅰ節 犬に特有の規則」、「3 運動」、第2段落1~3行目</p>
		<p>&lt;対象：ブリーダー、犬舎での保管業、家庭での保管業、犬のデイケア&gt; (優良基準)</p> <p>・1頭の犬に毎日2回、それぞれ最低20分の散歩を行う、又は犬舎の個室から離れた安全な広場を2回利用するということを定めた明確な計画をたてなければならない。</p> <p>・出所：DEFRA（2020b）p16.</p>		

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
		DEFRA (2018b) p14. DEFRA (2018c) p14. DEFRA (2018a) p13.		
	<対象：ブリーダー> 獣医師が運動しないように助言している場合を除き、成犬は少なくとも1日に2度、寝場所から出して運動させなければならない。 出所：2018年動物福祉規則（附則6、特定の条件4.3）	<対象：ブリーダー> ・妊娠・授乳期の雌犬は、短い軽度の運動を伴うトイレの機会を必要とする。出産から48時間以内の雌犬には短いトイレ休憩を与えるように配慮しなければならない。 出所：DEFRA (2020b) p29.		
排泄	・犬種に応じた排泄の場所、排泄の機会を提供する 出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件5.4）	<対象：ブリーダー> ・雌犬は最低1日に4回、子犬から離れて排泄と運動ができるようにしなければならない。 出所：DEFRA (2020b) p12.		
掃除	職員は動物が清潔さと快適さを保てるように配慮しなければならない。 出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件5.3）	<対象：ブリーダー、生体販売業、犬舎での保管業、家庭での保管業> ・犬が収容されている犬舎は、最低でも1日に1度掃除しなければならない。 出所：DEFRA (2020b) p12. DEFRA (2018a) p34. DEFRA (2018b) p10. DEFRA (2018c) p10.		
	住居、住居内の器具は必要な頻度で掃除され、衛生基準が維持されるようにしなければならない。 出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件5.5）	<対象：ブリーダー、犬舎での保管業、犬のデイケア> ・犬舎は少なくとも週に1回、又は収容される犬が変わるごとに消毒しなければならない。 ・排泄物は最低でも1日に2回、全てのエリアから取り除かれなければならない。 出所：DEFRA (2020b) p12. DEFRA (2018b) p11. DEFRA (2018a) p10.		

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
		<p>&lt;対象：生体販売業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄物は必要に応じて最低でも1日2回、犬舎の個室から取り除かれなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2020a）p34.</p>		

## 8. 猫：提供物

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
給餌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質、量及び頻度とも適切な食事を提供しなければならない。</li> </ul> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件6.1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・餌及び（必要に応じて）水の摂取を監視し、問題があれば記録し対処する。</li> </ul> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件6.2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物に与える餌及び飲料水は傷んでおらず、汚染のないものでなければならない。</li> </ul> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件6.3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・餌入れ及び水入れの容器は洗浄消毒が可能なもの、または使い捨てでなければならない。</li> </ul> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件6.4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新鮮で清潔な水をいつでも飲めることが必要な種には、適切な容器に入れて与</li> </ul>	<p>&lt;対象：生体販売業&gt;</p> <p>&lt;食事&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12週齢未満の子猫には適切な間隔で、少なくとも1日に4回給餌しなければならない。</li> <li>・成猫には、少なくとも1日に2度、又はそれぞれの猫の欲求に応じて給餌しなければならない。</li> <li>・餌入れと水入れはトイレから互いに離して設置しなければならない。理想的にはトイレから60cm離れていることが望ましい。</li> </ul> <p>&lt;監視&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・餌、水は1日4度点検しなければならない。</li> <li>・成猫には1頭毎に滑らない素材の水入れを用意しなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2020a）p42-43.</p> <p>&lt;対象：猫の保管業&gt;</p> <p>&lt;食事&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成猫は少なくとも1日に2度、最低でも8時間の間隔をあけて食事を提供しなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2018d）p12.</p>		

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
	えなければならない。 出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件6.5）			
運動		<p>&lt;対象：生体販売業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運動場と寝場所が離れていても構わないが、その場合は、1日に少なくとも4回、猫を運動場所に連れて行かなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2018d）p39.</p>		
排泄	動物の種類に応じて排泄の場所、排泄の機会を提供しなければならない 出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件5.4）	<p>&lt;対象：生体販売業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同胎の子猫たちにはトイレが2つなければならない。</li> <li>排泄物はトイレから少なくとも1日に1度は取り除かなければならない。</li> <li>猫トイレは猫が向きを変える、砂を掘って糞尿に被せることができる大きさでなければならない。吸水性のある適切な素材のトイレ砂を用意し、尿を吸水し、猫が砂を掘っても排泄物に被せられる深さまで入れなければならない（成猫には少なくとも3cmの深さが必要である）</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2020a）p42.</p>		
清掃	<p>&lt;対象：猫の保管業&gt;</p> <p>各個室に猫トイレを常備する。安全な吸湿材を常備する。トイレは定期的に清掃消毒する。</p> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則4、特定の条件2.9）</p>	<p>&lt;対象：猫の保管業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>猫用トイレは消毒しやすいか使い捨てのものとしなければならない。トイレトレーは猫が向きを変えるのに十分な大きさ（平均的な大きさは30cm x 42cm）で、トイレ砂は穴掘りをするのに十分な深さ（最低でも3cm）がなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2018d）p23.</p>		
	<p>職員は動物が清潔さと快適さを保てるよう配慮しなければならない</p> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件5.3）</p>	<p>&lt;対象：生体販売業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動かせるものは少なくとも週に1度は取り外して掃除しなければならない。</li> <li>猫のトイレは少なくとも週に1度、又は必要に応じてより頻繁に砂を全て空にして掃除及び消毒しなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2020a）p42.</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝床、寝床内の器具が必要な頻度で清掃され、衛生基準が維持されるようにしなければならない。</li> </ul> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件5.5）</p>	<p>&lt;対象：猫の保管業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>猫が収容されている各個室は、最低1日1度清掃されなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2018d）p.10.</p>		

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
	<p>・玩具及び他のエンリッチメント用具は毎日安全確認し、少なくとも週1回洗浄・消毒する。</p> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則4、特定の条件3.4）</p>			
エンリッチメント	<p>屋内及び屋外において活動的かつ効果的な環境エンリッチメントを動物に提供する</p> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件7.1）</p>	<p>&lt;対象：生体販売業&gt; &lt;エンリッチメント&gt;</p> <p>・全ての猫に捕食行動及びその猫の欲求に応じた遊びの機会を提供する。子猫には少なくとも1日に4度遊びの時間がなければならない。</p> <p>出所：DEFRA（2020a）p43.</p>		<p>飼養施設の区画には、猫の各個体に休息及び観察のための場所を与え、さらに他の猫と距離を保ってられるよう、十分な数のさまざまな高さの棚板を備え付ける。寝場所にもなる棚板の面積は、猫1頭あたりおよそ2㎡とする。</p> <p>出所：「2014年4月3日のアレテの附則」の附則II、第1章、「第II節 猫に特有の規則」、「1 飼養施設」、第3段落</p>

## 9. 犬：繁殖

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
繁殖	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt; 許可を受ける者は雌犬に以下のことをさせてはならない。 (a)12カ月未満で交配させてはならない (b)12カ月で1胎を超えて出産させてはならない (c)合計で6胎を超えて出産させてはならない (d)帝王切開で2回出産した雌犬を交配させてはならない 出所：2018年動物福祉規則（附則6、特定の条件6.3）</p>	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt; ・交配は前回の交配後適切な間隔をあけなければならない。 ・6胎出産した雌犬の交配は禁止する（優良基準） ・全ての雌犬の交配年齢が最低でも18カ月以上でなければならない。 ・<u>8歳以上の雌犬は交配させてはならない。</u> ・<u>生涯で4胎を超えて出産させてはならない。</u> ・<u>1回でも帝王切開で出産した雌犬は交配させてはならない。</u>  出所：DEFRA（2020b）p30-31.</p>		<p>2年間に3回を超えて出産させてはならない。  出所：「2014年4月3日のアレテの附則」の附則II、第2章、「第II節 犬と猫の繁殖に関する規定」、第3段落4行目</p>

## 10. 猫：繁殖

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
繁殖	なし	なし	なし	<p>2年間に3回を超えて出産させてはならない。  出所：「2014年4月3日のアレテの附則」の附則II、第2章、「第II節 犬と猫の繁殖に関する規定」、第3段落4行目</p>

## 11. 犬：管理

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
1 人 当 た り の 飼 育 頭 数	<p>管理する全ての動物の福祉ニーズを満たせるような水準の世話を提供するために、十分な人数で、適性のある人を配置しなければならない</p> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件4.1）</p>	<p>&lt;対象：ブリーダー、犬舎での保管&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動物の福祉への欲求が満たされていないという証拠がある場合、検査官は職員の数が適切かどうか検討しなければならない。検査官は、次の事項を考慮しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 施設の規模</li> <li>✓ 施設の配置、すなわち、個別に区切られた各区画に置くことが許される犬の頭数</li> <li>✓ 犬のタイプ、例えば、犬種、年齢、健康状態、ニーズ</li> <li>✓ 職員の資格／経験</li> <li>✓ 地方当局の獣医師からの助言</li> <li>✓ パートタイム又はボランティア職員の活用</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;対象：業として繁殖を行う場合の飼育者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業として犬を繁殖する者は、10頭までの繁殖犬及びその子犬に対し、飼育担当者1人を配置しなければならない。かつ、この飼育者は、必要な知識及び技術を主務官庁より証明した者でなければならない。</li> </ul> <p>出所：犬に関する規則「業として繁殖を行う場合の飼育に関する要請」第3条</p>	
		<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参考までに、繁殖事業における職員と犬の比率は職員1人に対し成犬およそ20頭である。（優良基準）</li> <li>職員の数は、飼育する成犬10頭につきフルタイム相当の職員1人とする。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2020b）p8.</p>		
		<p>&lt;対象：生体販売業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>16時間のうち最低でも4回、4-5時間ごとに子犬に食事や社会科の訓練がするのに十分な数の職員がいなければならない。</li> <li>終業時間中は4時間ごとに、夜間及び終業時間外は少なくとも1度犬の状態を確認しなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2020a）p32.</p>		
		<p>&lt;対象：犬舎での保管業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参考までに、犬舎での保管事業における職員と犬の比率は職員1人に対しおよそ25頭である。</li> </ul>		

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
		<p>(優良基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>職員の数は、飼育する成犬 15 頭につきフルタイム相当の職員 1 人とする。</u></li> </ul> <p>出所：DEFRA (2018b) p7.</p>		
		<p>&lt;対象：犬のデイケア&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の人数は、その施設に預けられている間、各犬の個別の福祉ニーズが十分に満たされること、動物福祉要求事項が職員不足によって損なわれないようにすることを確保するレベルでなければならない。</li> <li>・ 動物の福祉への欲求が満たされていないという証拠がある場合、検査官は職員の数が適切かどうか検討しなければならない。検査官は、次の事項を考慮しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 施設内に 6m<sup>2</sup> のスペースが各犬に与えられていなければならない。これには屋内と屋外のスペースが含まれる。施設の配置、すなわち、個別に区切られた各区画に置くことが許される犬の頭数</li> <li>✓ 犬種、年齢、健康状態、ニーズ</li> <li>✓ 職員の資格／経験</li> <li>✓ 施設が提供する追加のサービス</li> <li>✓ パートタイム又はボランティア職員の活用の有無</li> </ul> </li> <li>・ 参考までに、犬のデイケア事業における職員と犬の比率は職員 1 人に対し、通常 10 頭を超えてはならない。</li> </ul> <p>(任意基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>職員の数は、飼育する成犬 8 頭につきフルタイム相当の職員 1 人とする。</u></li> </ul> <p>出所：DEFRA (2018a) p7.</p>		

## 12. 猫：管理

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
1人当たりの飼育頭数	<p>管理する全ての動物の福祉ニーズを満たせるような水準の世話を提供するために、十分な人数で、適性のある人を配置しなければならない</p> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件4.1）</p>	<p>&lt;対象：猫の保管業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参考までに、猫の保管業における職員と猫の比率は職員1人に対しおよそ25頭である。（優良基準）</li> <li>職員の数はフルタイムの職員1人に対し、保管する猫は20頭とする。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2018d）p.7.</p>		

## 13. 犬：社会的環境

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
人と交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物の福祉が運動で部分的に満たされる種については、獣医師からの助言に反しない限り、動物の心身の健康に有益な運動の機会を与えなければならない。</li> </ul> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件7.2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動物の福祉に敵うのであれば人間との交流の機会が最低でも1日1回なければならない。</li> </ul> <p>出所：2018年動物福祉規則（附則2、一般条件8.3）</p>	<p>&lt;対象：ブリーダー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子犬は散歩できないため、少なくとも日中に4回遊ぶなど、人間と交流する機会を持たせなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2020b）p16.</p> <p>&lt;対象：生体販売業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子犬は散歩できないので少なくとも日中4回、各20分以上、遊んだり人間と交流する機会が必要である。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2020a）p.36.</p> <p>&lt;犬のデイケア&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬は毎日、それぞれの犬に適切な形で人との触れあいを持たなければならない。</li> </ul> <p>出所：DEFRA（2018a）p15.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬には、犬舎または係留されている場所の他に、十分な運動場がなければならない。また、犬を飼育し、世話し、また面倒をみる人と十分に触れ合うことが保証されなければならない。</li> <li>運動場及び人との社会的接触は犬の種類、年齢及び健康状態に適したものでなければならない。</li> </ul> <p>出所：犬に関する規則第2条「飼育に関する一般的要請」第1項</p>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>別段の法的規則に違反しない限り、同じ敷地内で複数の犬を飼育する者は、原則グループで飼育しなければならない。ただし、犬の活用方法、行動、</li> </ul>

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
			健康状態によってはグループ飼育をしなくてもよい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>互いに慣れていない犬同士を一緒にすることは、監視している場合のみに限られる馴染みのない犬と一緒にすることは、監視下のみで許される。</li> </ul> 出所：犬に関する規則第2条「飼育に関する一般的要請」第2項	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>単独飼育されている犬に対しては、集団でいたいという犬の欲求を満たすことができるよう、飼育者と毎日複数回、長時間接することができる機会を保証しなければならない。</li> </ul> 出所：犬に関する規則第2条「飼育に関する一般的要請」第3項	

#### 14. 猫：社会的環境

項目	イギリス		ドイツ	フランス
	義務規定	ガイダンス	義務規定	義務規定
人との交流		<p>&lt;対象：生体販売業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>16時間のうち、4, 5時間毎に1度子猫に餌を与え、社会化の訓練をするために十分な数の職員がいなければならない。</li> <li>8時間に1度、通常の営業時間中は4時間毎、夜間及び通常の営業時間外は少なくとも1度、猫の状態を確認しなければならない。</li> </ul> 出所：DEFRA (2020a) p39. <ul style="list-style-type: none"> <li>猫は1日10分以上毎日人間との接触を持ち、子猫は最低でも1日4回以上20分ずつの接触を持たなければならない。</li> </ul> 出所：DEFRA (2020a) p42.		

## イギリス

◇2018年動物福祉規則（動物に係る活動の認可）（※対象はイングランド地方のみ）

・ The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018

◇2018年動物福祉規則の下で、認可される活動ごとに策定されたガイダンス

- ・ DEFRA（2020a） The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018: Guidance notes for conditions for selling animals as pets, April 2020.
- ・ DEFRA（2020b） The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018 Guidance notes for conditions for breeding dogs, April 2020.
- ・ DEFRA（2018a） The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018: Guidance notes for conditions for providing day care for dogs November 2018
- ・ DEFRA（2018b） The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018: Guidance notes for conditions for providing boarding for dogs November 2018.
- ・ DEFRA（2018c） The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018: Guidance notes for conditions for providing home boarding for dogs November 2018.
- ・ DEFRA（2018d） The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018: Guidance notes for conditions for providing boarding for cats November 2018.

## ドイツ

- ・ 動物保護一犬に関する規則（Tierschutz-Hundeverordnung）

## フランス

- ・ L214-6に関する2014年4月3日アレテ